

大口町公共工事の前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町が発注する公共工事に係る工事請負業者の資金調達の安定化を図り、公共工事の円滑かつ適正な施行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び大口町予算決算会計規則（昭和53年大口町規則第12号）第72条の規定により前金払に関する取扱について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 前金払の対象とすることができる公共工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項で規定する公共工事（土木建築に関する設計、調査、測量及び監理を含む。）のうち、設計金額が300万円を超えるものとする。

(前払金の額及び制限)

第3条 前金払を受けようとする者が請求できる額は、契約金額に次の割合を乗じて算出した額とする。

- (1) 公共工事（次号に掲げるものを除く。）は100分の40
- (2) 土木建築に関する設計、調査、測量及び監理は100分の30

2 町長は、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(2年度以上にわたる契約における前金払)

第4条 継続費に係る契約における各年度の前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対して、前条第1項の割合により算出した額とする。

2 繰越明許費（事故繰越も含む。）に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額に対する額とする。

3 債務負担行為に係る契約における各年度の前金払は、当該契約に基づく各年度

の債務負担行為額の年割額に応じた出来高予定額に対して、前条第1項の割合により算出した額とする。

(対象及び割合の明示)

第5条 町長は、前金払の対象となる公共工事及び前金払の割合については、入札条件（見積条件も含む。）として、あらかじめ入札参加者に対し、これを明示するものとする。

(中間前払金の額及び制限)

第6条 次の各号のいずれにも該当する場合、契約金額の100分の20以内で、既にした前金払との合計額が当初契約金額の100分の60以内の額で中間前金払を受けることができる。

- (1) 第3条第1項第1号で規定する前金払を受けている
- (2) 工期の2分の1を経過している
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われている
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものである

(前払金の端数整理)

第7条 前払金及び中間前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(支払い)

第8条 前金払を受けようとする者は、工事請負業者に法第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と同法第2条第5項に定義する保証契約を締結した保証証書を寄託し、請求書を提出しなければならない。

2 中間前金払を受けようとする者は、支払いの請求に先立ち、中間前金払認定申請書（様式第1）に工事履行報告書（様式第2）、工程表及び工事写真を添付して第6条に掲げる要件を満たしていることの認定を申請するものとする。

3 前項の申請があったときは、直ちに確認を行い、当該結果を中間前金払認定通知書（様式第3）により通知するものとする。

- 4 前項の規定により中間前金払の認定を受けた者は、当該前金払に関し、第1項の規定に準じた保証証書と請求書を提出するものとする。
- 5 町長は、前金払並びに中間前金払の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 6 前金払を受けようとする者が、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、大口町が認めた措置を講じている場合においては、第1項及び第4項の規定による当該保証証書は寄託したものとみなす。

(前金払をした時の部分払)

第9条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

- 2 受注者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方のみの請求権を有するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、中間前金払を受けた工事についても部分払ができるものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

第10条 前金払を受けようとするものは、工事内容の変更、その他の理由により契約金額（継続費及び債務負担行為に係る場合については、当該年度の出来高予定額。以下同じ。）が増額した場合、増額後の契約金額をもとに第3条により求められた額（中間前金払の支払いを受けているときは増額後の契約金額の100分の60）から、支払済の前払金の額を差し引いた額以内で前金払並びに中間前金払の請求をすることができる。

- 2 工事請負業者は、工事内容の変更、その他の理由により契約金額を100分の20以上減額した場合は、支払済の前払金の額から、減額後の契約金額を元に第3条により求められた額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 3 町長は、前2項において、契約残工期が30日未満のときは、前払金の額の増減は行わないものとする。
- 4 町長は、第1項において、第3条第2項の規定を準用するものとする。

(返還)

第11条 工事請負業者は、前条第2項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 法第5条に規定する保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
- (3) 当該工事の契約が解除されたとき。

2 前項の場合において、前金払を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき前払金の額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た利息（100円未満切捨て）を付するものとする。

（その他必要事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、前金払に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成14年大口町告示第98号）

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成18年大口町告示第62号）

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日大口町告示第35号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日大口町告示第95号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日大口町告示第40号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日大口町告示第40号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日大口町告示第107号）

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

2 改正後の大口町公共工事の前金払取扱要綱の規定は、平成24年9月1日以後に契約を締結するものに適用し、同日前に契約を締結した者については、なお従

前の例による。

附 則（平成25年3月27日 大口町告示第23号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 大口町告示第30号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日 大口町告示第68号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第27号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日 大口町告示第58号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月24日 大口町告示第66号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第19号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日 大口町告示第109号）

この要綱は、告示の日から施行する。